

J A M 政策NEWS

2003年4月9日 第2003-24号

【発行】J A M

【発行責任者】大山勝也

【編集】社会政策局

03-3451-2586

E-MAIL : syakai@jam-union.or.jp

「女性のチャレンジ支援策」最終報告まとまる 指導的地位に占める女性の割合 30%と数値目標も

内閣官房長官を議長とする政府の「男女共同参画会議」は、昨日(4/8)第10回会議を開催。「女性のチャレンジ支援策」の最終報告が取りまとめられました。これは、昨年1月の第5回会議において、小泉総理が女性のチャレンジ促進についての検討を指示したことを受け、専門調査会で検討されてきたものです。

活躍度が極めて低い日本女性

報告書では、支援策が必要である理由の一つに、世界の中でも日本女性の活躍状況が低いことを指摘。国連開発計画がまとめた女性活躍度は66カ国中32位、世界経済フォーラムの報告では、日本女性の経済活動状況が75カ国中69位と、先進国はもとより、途上国よりも遅れていることから、女性へのチャレンジ支援は緊要の課題であるとしています。

2020年までに30%の数値目標

また、具体的な支援策を進めるために、2020年までに指導的地位に女性が占める割合を30%に引き上げる数値目標を設定。このために共通して取り組む事項として、「女性が活躍できるような積極的改善措置(ポジティブ・アクション)を推進すること」「身近なチャレンジモデルを提示し、女性のチャレンジ支援のための環境整備を進めること」などを提言しています。

さらに、個別分野の取り組みとして、雇用、

起業、NPO、農林水産、研究分野、各種団体、地域、行政、国際、の9分野ごとに必要な支援策を示しています。このうち、雇用の分野で必要な施策は、次の通りとなっています。

企業におけるポジティブアクションの推進
地方公共団体における入札の参加登録の新たな審査項目として、ポジティブアクション計画の策定、育児介護休業の法を上まわる制度の導入等を加える
多様な働き方への支援
再チャレンジ支援のためのモデル提示と再教育・再訓練の充実
年齢に関わりなく働ける社会の実現
母子世帯に対するチャレンジ支援

労働組合も積極的な取り組みを

また、労働組合を含む各種団体における取り組みとして、**女性役員登用、男女共同参画に関する取り組みの積極的推進**などがあげられています。

厚労省「両立指標に関する指針」提示 企業は両立支援の自己点検を!

また、この会議で厚生労働省は、仕事と家庭の両立がしやすい職場かどうか、企業が自己点検・評価するための指標を報告しました。

この指標は、育児介護休業制度などの両立支援策を5つのカテゴリーに分け、規定内容、利用状況、利用環境など、合計61項目で評価。それぞれの項目は重要度に応じて5~15点が配点され、満点は415点となっています。

厚労省は、年内にもホームページを立ち上げ、企業に利用してもらうこと、また、外郭団体の調査を通じて業種別の平均値を出し、診断表も載せるとしています。